様式第８号（別紙４）（第11条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 申請者 |  |
| 作成者氏名 |  |
| 作成者連絡先 |  |

関川村地域脱炭素移行・再エネ推進補助金実績報告書・個票（チェックリスト）

【その他再生可能エネルギー発電設備(風力・地熱・バイオマス)】

【基本情報】

（風力発電設備）

|  |  |
| --- | --- |
| 設置場所 | 関川村大字 |
| 完成日 |  | 年 |  | 月 |  | 日 |
| 設備費 |  | 円 |
| サービス料総額 | 補助金控除前(A) |  | 円 |
| 補助金控除後(B) |  | 円 |
| 差引(＝B-A) |  | 円 |
| 補助金申請金額 |  | 円 |

（地熱発電設備）

|  |  |
| --- | --- |
| 設置場所 | 関川村大字 |
| 完成日 |  | 年 |  | 月 |  | 日 |
| 設備費 |  | 円 |
| サービス料総額 | 補助金控除前(A) |  | 円 |
| 補助金控除後(B) |  | 円 |
| 差引(＝B-A) |  | 円 |
| 補助金申請金額 |  | 円 |

（バイオマス発電設備）

|  |  |
| --- | --- |
| 設置場所 | 関川村大字 |
| 完成日 |  | 年 |  | 月 |  | 日 |
| 設備費 |  | 円 |
| サービス料総額 | 補助金控除前(A) |  | 円 |
| 補助金控除後(B) |  | 円 |
| 差引(＝B-A) |  | 円 |
| 補助金申請金額 |  | 円 |

【チェックリスト】

（その他再生可能エネルギー発電設備(風力・地熱・バイオマス)）

|  |  |
| --- | --- |
| □ | 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐付く環境価値を需要家に帰属させるものであること。 |
| □ | FITの認定又はFIP制度の認定を取得しないこと。 |
| □ | 電気事業法第２条第１項第５号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。 |
| □ | PPAの場合、PPA 事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がサービス料金から控除されるものであること。サービス料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。 |
| □ | リース契約の場合、リース事業者に対して補助金が交付された上で、補助金額相当分がリース料金から控除されるものであること。リース料金から補助金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。 |
| □ |

|  |
| --- |
| 風力発電については、発電出力7,500kW未満/事業であること。再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（風力発電施設）」(資源エネルギー庁)を参考に、事業実施主体において適切な事業実施のために必要な措置が取られていること。経済産業省の発電用風力設備に関する技術基準を定める省令に準拠する風車であること。交付決定前に周辺住民の了解を得ていること。環境影響調査はNEDO作成の風力発電ガイドブック及び環境影響評価マニュアル又は、地方公共団体の定めた条例・指示等に準じて実施すること。 |

 |
| □ |

|  |
| --- |
| 地熱発電については、再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（地熱発電施設）」(資源エネルギー庁)を参考に、事業実施主体において適切な事業実施のために必要な措置が取られていること。周辺への排気ガス、排水、騒音、振動の周辺環境への影響に関して、各種規制値を遵守していること。交付決定前に必要であれば地元住民等への説明の手続きを実施していること。 |

 |
| □ | バイオマス（バイオガスを含む。以下同じ）発電については、バイオマス依存率（バイオマスの発熱量÷（バイオマスと非バイオマスの発熱量）×100）を60％以上とすること。副燃料として化石燃料（石油、石炭等）を常時使用することを前提とするものは対象としない。ただし、家畜糞尿、食品残渣、下水汚泥等のみをバイオガスの原料にする場合は、バイオマス依存率を100％とする。原料として利用するバイオマスの調達手段の確保が見込まれること。再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（バイオマス発電施設）」（資源エネルギー庁）を参考に、事業実施主体において適切な事業実施のために必要な措置が取られていること。また、目標達成のために必要な場合に限り燃料製造設備（木質チップ化設備、ペレット化設備等）及びメタン発酵等の前処理設備も交付対象とする。 |
| □ | 次のいずれかを満たすこと。* 需要家の敷地内に本事業により導入する再エネ発電設備で発電して消費した電力量を、当該再エネ発電設備で発電する電力量の一定の割合（業務用：５０%、家庭用：３０％）以上とすること。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 再エネ発電設備で発電して消費した電力量 |  | 再エネ発電設備で発電する電力量 |  | 割合 |
|  | ÷ |  | ＝ |  |

* 需要家の敷地外に本事業により導入する再エネ発電設備で発電した電力を、自営線により当該需要家に供給して消費すること。
* 本事業により脱炭素先行地域に導入した再エネ発電設備で発電した電力を、系統を用いて脱炭素先行地域内に供給する場合については、供給先を当該再エネ発電設備と同一市区町村内の脱炭素先行地域内の需要家に限定し、原則脱炭素先行地域内で消費すること。ただし、発電量や需要量の変動によりやむを得ず余剰電力（※）が生じ、脱炭素先行地域内で消費できずに域外に売電する場合は、売電により得られた収入は、本事業で導入した設備等の維持管理・更新や脱炭素先行地域の実現のための費用に充てること。

　　※　発電量の30%以内とする。 |
| □ | 設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備でないこと。 |
| □ | 法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。 |

このほか、施工前後の写真を添付すること。